

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記
該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の証券等 — 償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの — 決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産(リース資産を除く)・・・定額法
- ・無形固定資産(リース資産を除く)・・・定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金 — 職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。
- ・賞与引当金 — 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更
該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

福島県社会福祉協議会退職共済制度を採用している。

独立行政福祉医療機構退職金制度を採用している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号の1様式、第2号の2様式、第3号の2様式)事業が1つのため省略

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式) 拠点が1つのため省略

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 特養リリー園拠点区分(社会福祉事業)

「法人本部」

「特別養護老人ホーム リリー園」

「リリー園ショートステイ」

「訪問介護ステーション」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	847,083,088	0	53,120,177	793,962,911
定期預金	0	0	0	0
合計	847,083,088	0	53,120,177	793,962,911

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	0 円
建物(基本財産)	793,962,911 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額含む) 157,500,000 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得財産	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,632,750,000	838,787,089	793,962,911
建物	189,000	100,792	88,208
構築物	1,059,900	480,064	579,836
車輜運搬具	6,070,640	3,065,304	3,005,336
器具及び備品	54,937,821	53,402,878	1,534,943
その他	10,915,680	4,794,656	6,121,024
権利	1,082,025	0	1,082,025
合計	1,707,005,066	900,630,783	806,374,283

10 債権額、徴収不能引当額の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当額の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。
該当なし

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	18,701,601		18,701,601
未収金	110,741		110,741
合計	18,812,342		18,812,342

11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
該当なし

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合計			

12 関連当事者との取引に内容

関連当事者との取引に内容は以下のとおりである。

該当なし

種類	法人等の 名称	住所	資産総額	事業の 内容又は 職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 債務等	事実上の 関係				

13 重要な偶発債務

該当なし

14 重要な後発事象

該当なし

15 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかなるために必要な事項

該当なし